目 次

あいさつ		
早河会县		p 1
雨宮策気	至委員長	p 2
第一章「₺	也域福祉活動計画と地域福祉計画」	
第1節	地域福祉活動計画の目的	р3
	地域福祉計画との連動(笛吹市保健福祉部福祉総務課)	р 7
> V = 2 -		ρ.
第二章「語	十画の背景」	
	笛吹市の現況	р9
第2節	地域福祉の動向 (特別アドバイザー 市川一宏)	р 1 0
第3節	第2次地域福祉活動計画の評価から見える課題	р 1 4
第4節	民生委員・子ども子育てアンケート結果からの課題	р 1 5
第5節	制度の側面からみた課題	р 1 6 р 1 6
第6節	地域座談会からの課題	р 1 о р 1 7
第7節	地域づくりの課題	-
先(即	地域。ノくりの無趣	p 1 8
## - ##	キュルルと行うごもも一声の甘土田人 。	
	第3次地域福祉活動計画の基本理念 」 基本理念	. 1.0
		p 1 9
第2節	基本方針	p 2 0
Andrew Street	to to write a	
第四章「耳	· · · · · · · -	
	全市の取り組み	p 2 2
	3次地域福祉活動計画体系図	
	知りあい	
	つながりあい	
${\rm I\hspace{1em}I}.$	みとめあい	
IV.	そだてあい	
V.	ささえあい	
VI.	見守りあい	
VII.	助けあい	
第2節	7つの「あい」と並行して行う活動(公助)	р 3 1
	各町の取り組み	p 3 2
	笛吹市社会福祉協議会の取り組み	p 4 0
>14 - >11		r
第五章「₺	也域福祉活動計画の推進と評価」	
	取り組みの進め方	p 4 1
	取り組みの評価	p 4 1
27 CK	以 ク /htt / // v / f im	рчі
資料編		
	協の事業と評価方法(平成 29 年度~平成 33 年度)	n 19
	勝の事業と評価方伝(平成 29 年度~平成 35 年度) 業・業務一覧と評価表(平成 24 年度~平成 28 年度)	p 4 2
		p 4 8
	ンケート(民生委員・児童委員、子ども子育て)	p 5 8
	定委員会名簿	p 6 3
	域福祉活動計画策定及び評価要綱	p 6 4
_ ,	語の解説	p 7 0
(7) 社	会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 事業所・事務所一覧	



はじめに

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 会 長 早 河 正 弘

地域を取り巻く環境が大きく変化し、今、地域福祉の推進を使命とする私達、社会福祉協議会の役割がおおいに期待されています。

介護保険法の改正、生活困窮者自立支援法施行、子どもの貧困対策、地域包括ケアシステムの構築など、めまぐるしく変化する社会状況において、毎年のように、新しい法律や制度が施行され、新しい福祉の考え方が発表されます。どれも地域に住むあらゆる住民が、安心して暮らせることを目的としていますが、全てに共通する考え方は、「住民の支え合いが何より重要である」ということです。

私達、笛吹市社会福祉協議会は、平成 16 年の設置以来、一貫して、「支え合いのある地域づくり」に取り組んでまいりました。平成 19 年に第 1 次、平成 24 年に第 2 次地域福祉活動計画を策定し、様々な地域課題に住民の皆様や関係者の皆様と一緒に取り組むことで、地域づくりを推進してまいりました。

そして、この度、第3次地域福祉活動計画を策定するにあたっては、住民の皆様が心から「こんな町だったらいいな」と思える地域づくりを進めるために、座談会や話し合いを重ねて、「支え合いの地域づくり」を住民の皆さんと一緒に始めることとなりました。7町の文化、風習、人のつながりなどを活かした7つの町の活動計画が作られ、これから5年かけて計画の実現に向けて一緒に活動を行なうことになりました。また、市全体では、人と人、人と地域とのつながりをもっと強くして、支え合いの地域づくりを進めるために、7つの「あい」を重視した様々な活動を計画しています。

「和して競う」という言葉をよく職員の訓示の際に話します。それぞれが仲良く競ってこそ、素晴らしい仕事ができるのだと考えています。7つの町の住民が、自分達の町を良くする活動を競って行ない、それぞれの町の住民が、仲良く、時には助け合うことで、笛吹市全体が素晴らしい町になるのだと信じております。

さて、今年行われた、社会福祉法人改革により、社会福祉法人の、住民に対する説明責任と地域社会に貢献することの責務が明確になりました。

私達、社会福祉協議会も、住民の皆様の期待に十分応えられるよう、組織基盤を安定させ、職員の資質向上に務め、住民や行政、その他、様々な機関や関係者の皆様と一緒に社会福祉協議会の使命である「支え合いの地域づくり」に全力で取り組み、今より尚一層、地域社会に貢献するための活動を推進していく所存です。

最後に、座談会の参加、アンケート調査等にご協力いただいた多くの住民の皆様、行政の職員、策定委員、そして、一貫して「住民が主役」の大切さを職員に伝えてくださった特別アドバイザーの市川先生、他、本計画策定に関わっていただきました多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げるとともに、これからも多大なるご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



"地域福祉とは" 第3次地域福祉活動計画策定に寄せて

第3次地域福祉活動計画策定委員会委員長 雨宮美 枝子

"地域福祉"とは一体何でしょうか。「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できること」が地域福祉かと考えます。しかし、私たちが生活している地域には色々の福祉課題がいっぱいあります。一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加、障がいを抱えている人の支援、生活困窮者の問題、引きこもりの問題、おれおれ詐欺、子育て支援、災害時への備え等々。

買い物に行けない、病院に行けない、ゴミ出しが出来ない、除草が出来ないなど生活がしづらい人が増えています。家族関係の希薄化、住民相互の関係の希薄化も進んでいます。住民の福祉へのニーズは多様化、複雑化してきております。そして、国をはじめとする行政の施策は地域の支え合いのしくみを求めています。

「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できる」地域 づくりを目指して策定されたのが「地域福祉活動計画」で、地域住民と社会福祉 協議会がいっしょになって策定されました。

今回の策定で特筆すべき点は、7つの町で地域座談会を開催し地域住民の生の声を聞いたことです。地域住民が自分たちの地域づくりを意識化して、自分たちが主体的に取組むような活動が必要との観点から開催されました。7つの町の住民が地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」、「自分にできそうなところ」、「地域の人との支え合いによってできそうなところ」などアイデアを出し合いました。座談会での地域住民の生の声は、「地域福祉活動計画」の中に確実に盛り込まれました。

第3次地域福祉活動計画は、社会福祉協議会内での何回もの策定事務局会議や起草委員会、笛吹市との打ち合わせ、7つの町の座談会、そして、策定委員会が開催され、意見交換・検討が行われここに出来あがりました。座談会に参加して下さいました地域住民の皆様、策定委員の皆様、社会福祉協議会の職員の皆様有難うございました。心より感謝申し上げます。

この地域福祉活動計画が、「子どもからお年寄りまで誰もが安心して普通にその地域で生活できる」地域づくりに役立つ事をおおいに期待して挨拶とします。

平成 29 年 4 月

第一章 「地域福祉活動計画と地域福祉計画」

第1節 地域福祉活動計画の目的

(1)地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い・助け合う社会づくりを具体化することです。それを具体化するために、社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動及び行動の計画が『地域福祉活動計画』です。

また、笛吹市が策定した「第3次地域福祉計画」の「普段から 笑顔でふれあ う 共助共生のまち ふえふき」の基本理念を実現するための行動や活動を具体 的に示した計画となります。

(2)計画策定の意義

笛吹市においても、近年、急激な少子高齢化の進行や人口減少社会が到来しており、その流れから核家族化も進み、古来の伝統的な家庭の機能が弱体化し、また「共に支え合い・助け合い」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきているなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに経済情勢や雇用環境の厳しさから、孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、判断能力の低下した人たちの権利擁護の問題など、地域における生活課題はますます複雑化、深刻化しています。

このような状況の中で、住民一人ひとりが身近な助け合いや支え合いの必要性を改めて理解し、自らが主役となって生活課題解決のために取り組むことが、たいへん重要となってきています。住民のみなさんと市や社会福祉協議会、その他多くの関係者や機関が、みんなでいっしょに福祉のまちづくりを進めていくために、新たな地域福祉活動計画を策定しました。

(3)根本的な視点

社会福祉協議会では、平成19年度から「地域福祉活動計画(こんなまちだったらいいな、安心してだれもが暮らせる幸せあふれるまちづくり)」を策定し、計画の実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。しかし、「活動計画って社協の計画のこと?」という多くの住民の皆さんの反応から、これまでの計画について、住民の皆さんがその意義や目的を理解し、「自分達の計画である。」と主体的に活動に取り組める計画であっただろうかという課題が明らかになりました。

そこで、第3次地域福祉活動計画は、「住民が主役」の基本的視点に立ち、住民 の皆さんの声を聴き、住民の皆さんといっしょに作り、いっしょに目標に向かっ て取り組むことのできる計画を作っていくことを基本姿勢としました。

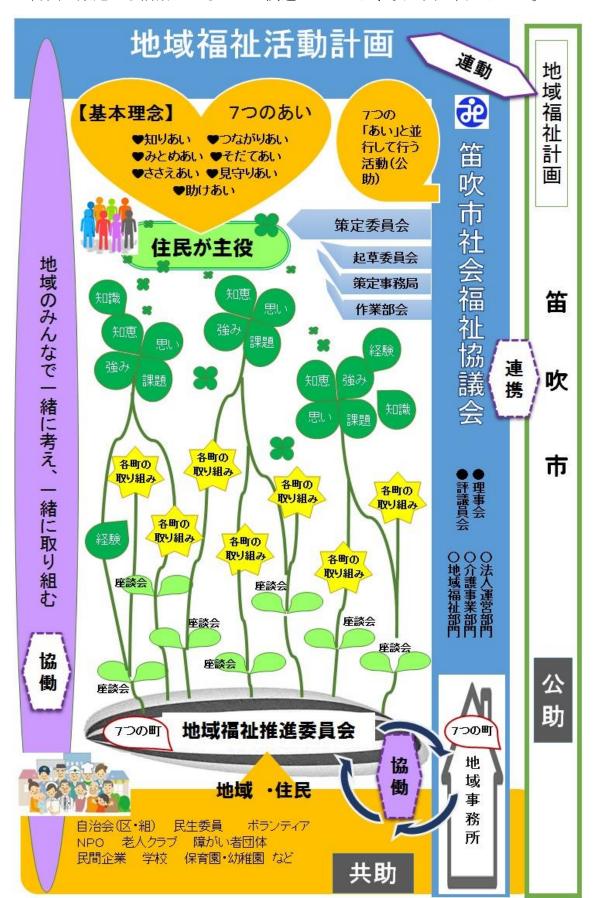
具体的には、各町の地域福祉を推進する住民の皆さん達で組織する「地域福祉 推進委員会」を中心として、座談会を開催することから、住民の皆さんとの協働 作業が始まりました。 「地域の声よ!集まれ」と7つの町で、地域座談会を開催し住民のみなさんの声をたくさん聴かせていただいたところ、みなさんが、自分の住む町のことを、自然豊かで美しいまちであると誇りに思って愛情をもっていること、そして、その町をより良くして未来の子どもたちに残したいと思っていることがわかりました。福祉のまちづくりを実践していくためには、住民の皆さんの「地域愛」が、何より必要であり、7つの町の地域愛をもとに、自分の町をより良くする計画をみんなでいっしょに作っていくこととなりました。

(4)具体的な目標

座談会で出たたくさんの意見をもとに、住民の皆さんが話し合いを重ね、それらの意見をまとめて、町ごとの特徴や課題にもとづいた7つの町の活動計画が策定されました。

また、7つの町の話し合いの内容をまとめることから、市全体として取り組むべき課題が明らかになりました。その結果、取り組み内容は「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」「ささえあい」「見守りあい」「助けあい」の7つにまとめられました。

この第3次地域福祉活動計画策定の過程において共有された「住民が主役」の考え方と、住民の皆さんの「みんなでいっしょにやっていこう」という意識と活動実践は、今後の計画の実現に向けた大きな原動力となりました。この原動力をもとに、社会福祉協議会は、住民の皆さん、関係者の皆さん達といっしょに、全力で、福祉のまちづくりを進めていきます。



(5)第3次地域福祉活動計画策定までの経過

第3次地域福祉活動計画の策定では、住民もみなさんによる7つの町での地域 座談会、地域座談会開催の準備とまとめのための地域福祉推進委員会が開催され ました。これらの会議等の開催に際しては、区長・委員長等との事前打合せを数 回行いました。

社会福祉協議会では、地域住民や関係機関等の代表者による策定委員会、事務 局会議、全職員による作業チームなどが行われてきました。

この策定までの経過を次に示します。

1 스턴된 선택스		7つの町の作成経過							年月	
	社会福祉協議会	芦川	春日居	境川	八代	一宮	御坂	石和	平月	
									成28年 1月	
				☆		*			2月	
	アンケート実施(民生委員・子育て)		*		*			*	3月	
2040	地域福祉計画との調整								4月	
事務		*							5月	
事務局会議	第1回策定委員会		*	*	*	*	*	*	6月	
議									7月	
*									8月	
策宏	第2回策定委員会		*	*	*				9月	
期				☆			*	*	10月	
※策定期間を通して42		☆	☆		☆		☆	☆	11月	
通						☆			12月	
7									成29年 1月	
42 回 開	地域福祉計画との調整		*		*	*	*		2月	
開催	7つの町の住民と特別アドバイザー、社協との意見交換会									
ir.	地域福祉計画との調整・第3回策定委員会	*	*	*	*	*		**	3月	
									4月	
	第4回策定委員会·理事会		· 会議	代表者	進委員 会	福祉推	地域		5月	
	評議員会								6月	

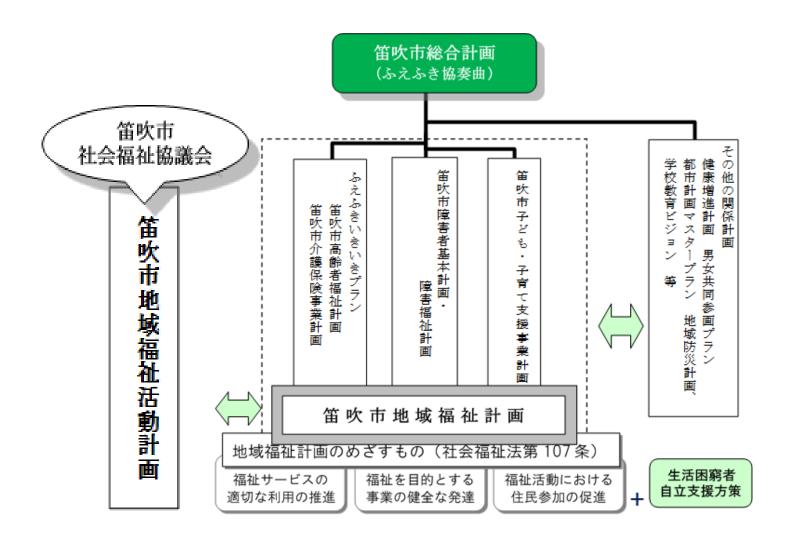
☆=地域座談会、★=地域福祉推進委員会、星の数=開催回数

第2節 地域福祉計画との連動

近年の社会情勢の変化に伴い、少子高齢化や核家族化が急速に進み、個々の価値観やライフスタイルが多様化することにより、家庭や地域において、相互に支え合う機能(相互扶助)は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的つながりも希薄になってきています。さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における市民生活にも様々な影響を及ぼし、失業、虐待、いじめ、ひきこもりなどが新たな地域社会における問題となっています。人の価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変わってきています。

さらに、社会福祉制度が、「受ける福祉から利用する福祉」へ変わり、市民と行政の関わり方も変わりつつあります。

笛吹市では、まちづくりの基本理念として、総合計画に「環境にやさしく安心して健やかに暮らせるまちづくり」を掲げています。そして今、すべての人たちが安心・安全そして幸せに暮らせるまちづくりを目指し住民はもちろん地域やボランティア団体などと共に取り組む、協働のまちづくりが広がりつつあります。



第3次地域福祉計画では、基本理念として『普段から 笑顔で ふれあう 共助共生のまち ふえふき』を掲げ、制度によるサービスを利用するだけでなく、人と人、人と地域、地域と地域の「つながり」と「絆」を大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やそのしくみづくりを目指しています。

計画内では、3つの基本目標①住民主体の地域福祉活動をすすめよう(意識・人づくり)②利用しやすい福祉サービスのしくみを構築しよう(しくみ・ネットワークづくり)③誰もが安心して暮らせる地域をつくろう(環境・基盤づくり)を定め、共助共生のまちづくりに取り組むことになります。

また、平成27年度から生活困窮者の支援制度が開始され、生活困窮者に対する包括的支援を通じた地域づくりも求められています。

今後は、「地域共生社会」の実現に向け、多種多様な生活課題を解決するために、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、育児・介護・障がい・貧困など世帯全体の複合化・複雑化した課題への対応、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で暮らせるようなしくみづくり及び支援が必要な人を支えるしくみづくりなど、顔の見える関係を超えて信頼できる関係をつくることが大切であり、それらを持続させていくことが最も重要です。そのための行動や活動を具体的に示したものが「地域福祉活動計画」であります。社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図る担い手として、地域住民と協働し、多様化する福祉のニーズと課題解決のための指針を示しています。

<各行政計画と地域福祉活動計画の関連>

「第3次地域福祉計画」の計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間となります。

マ成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 7年度 28年度 29年度 30年度 31年度

平成 平成 平成 27 年度 28 年度 29 年度	平成 平成 30 年度 31 年度		半成 3 年度 ┃	半成 34 年度	半成 35 年度	
笛吹市 第2次地域福祉計画 (平成 24~28 年度)	笛吹市 第3次地域福祉 (平成29~33年		笛吹市 第4次地域福祉計画 (平成34~38 年度)			
第2次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会】 (平成 24~28 年度)	第3次地域福祉活 【市社会福祉協 (平成 29~33 s	議会】		【市社会社	福祉活動計画 福祉協議会】 1~38 年度)	
第1次笛吹市長期総合計画 (平成20~29年度)		次期 笛吹市長期総合計画 (平成 30~39 年度)				
第2次障害者基本計画 (平成24~28年度)	第3次障害者基本計画 (平成 29~32 年度)				.次障害者基本計画 P成33~38 年度)	
第4期障害福祉計画 (平成 27~29 年度)					期障害福祉計画 成 33~35 年度)	
高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 (平成27~29年度)	第7期介護保険事業	第7期介護保険事業計画 第8期			高齢者福祉計画・ 期介護保険事業計画 P成33~35 年度)	
	b・子育で支援事業計画 页27~31 年度)	次期 笛吹	次市子ども・ (平成32〜		事業計画	

(笛吹市保健福祉部福祉総務課)

第二章「計画の背景」

第1節 笛吹市の現況

<笛吹市の位置>



笛吹市は、東京から西へほぼ 100 km、山梨県の甲府盆地のほぼ中央にあり、石和・春日居温泉郷と桃とぶどうの果樹のまちです。

平成 16 (2004) 年 10 月に、石和町、御坂町、 一宮町、八代町、春日居町、境川村の 5 町 1 村が 合併し誕生した市です。平成 18 (2006) 年 8 月 に芦川を編入合併し現在に至っています。

笛吹市によると、平成 29 (2017) 年笛吹市の総人口は、70,183人で減少傾向が続いています。外国人については、958人で増減しています。年齢3区分別人口の構成は、年少人口(0~14歳)が12.50%、高齢者人口(65歳以上)が28.73%

と4人に1人以上が高齢者となっています。石和町の高齢化率は26.91%であるが、芦川町は61.14%であり地域差があります。(町別の高齢化率は外国人除く)

<笛吹市の7町>



世帯状況は、世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたり平成27 (2015)年には2.65人と世帯数は減少しています。また単身世帯と2人世帯の少数世帯の割合は、顕著に増加しています。特に、高齢者のひとり暮らし世帯が2,838世帯と大きく増加しており、ひとり暮らし世帯の4割以上を占めています。平成26 (2014)年ひとり親世帯(母子・父子世帯)は879世帯であり、増加しています。

生活保護の状況は、平成 27 (2015) 年では、 生活保護人員は 523 人で、0.92%、生活保護世帯 は 638 世帯で 1.98%に達しており、市内保護受給 世帯の 7 割以上が 65 歳以上の世帯のみで構成さ

れる高齢者世帯です。生活保護の受給者・受給世帯は増加し続けています。

介護保険要介護認定者数は、平成28 (2016) 年、第一号被保険者3,132人、認定者率16.07%であり増加しています。

障がい者の状況は、平成 28 (2016) 年、身体障害者手帳の所持者 3,400 人、療育手帳の所持者 501 人、精神障害者保健福祉手帳の所持者 527 人で、合わせて 4,428 人です。身体障害者手帳の所持者は、近年横ばい傾向ですが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

[出典]第3次地域福祉計画、障害者基本計画、笛吹市統計資料(平成29年3月31日時点)、笛吹市ホームページ

第2節 地域福祉の動向

この10数年、自殺者の急増、孤立死や虐待の増加、貧困、青少年の非行問題などが深刻化してきました。また、日本全国で人口減少と過疎高齢化が進行しており、公共交通機関の縮小・廃止、商業施設の撤退等により、住民の孤立の問題が広がっています。さらに、今後は、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、社会的支援を必要とされる方々が明らかに増えていきます。これらの生活課題には、従来のサービスだけでは対応できず、新しいしくみをつくらなければならない時代に突入したといえます。以下、近年の社会福祉の動向をお示しします。

1. 公助、共助、自助による新しい地域福祉の考え方

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』(厚生労働省、2008年)は、現在の福祉の転換を進めたものです。同報告では、自助、公助とともに、住民、当事者、民生児童委員、町内会、行政、ボランティア団体 (民間非営利団体)等が協働する「新たな支え合い」すなわち共助の必要性を強調しています。これは、行政の取り組みを「公」と限定するのではなく、市民の役割、民間の役割を重視した「新たな支え合い」という共助の取り組みによって、「新たな公」を創出し、地域社会の再生を図るという新たな視座を明確にしたものです。そして、住民主体の原則をうたっています。

2. 個別立法と地域による支援

①社会的養護

『社会的養護の課題と将来像』(児童養護施 設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ:厚生労働省、平成23 (2011) 年7月)では、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」を目的とした社会的養護の考え方が強調されています。その中で、ア)家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能、イ)適切な養育が受けられなかったことによる発達のゆがみや心の傷を回復する心理的ケア等の機能、ウ)親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援といった地域支援等の機能、が提案されています。これらの取り組みは、児童養護施設等の社会福祉施設だけでなく、地域社会全体で虐待等からの子どもの保護と回復、そして貧困や児童虐待の世代間連鎖を防ごうとしたものです。

②介護保険制度改革

平成27 (2015) 年の介護保険法改正は、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。とりわけ、新しく創設された介護予防・日常生活支援総合事業は、以下の3点の取り組みを強調しています。ア) 要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供するしくみ、イ)生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推

進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本にした事業の実施、ウ)住民主体のサービス利用、要介護認定に至らない高齢者の増加、重度化予防推進により、結果として費用の効率化。

特に、掃除、洗濯等の日常生活上の支援、機能訓練や集いの場などの提供、日常生活栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り等の生活支援サービスは、共助を制度化したものであり、住民、ボランティア等の地域の資源を活用した支援でもあります。

③生活困窮者自立支援制度

平成25 (2013) 年、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を支援するため」、生活困窮者自立支援法が成立しました。同法は、平成27 (2015) 年度から、ア)各地方自治体に自立相談支援事業(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)の実施、イ)住居確保給付金の支給、を義務づけた。さらに課題となっていた生活保護受給者の自立支援やひきこもる人々の社会復帰、また貧困によって教育の機会を奪われ、貧困の悪循環から脱することができなくなる危険性のある若者への就労、学習支援等の幅広い取り組みを市町村、社会福祉協議会に求めています。なお、高齢者と貧困、孤立の問題は密接に関連する場合も多く、自立相談支援事業の相談者の20%は、高齢者、約40%は、稼働世代であると言われています。

同制度の考え方は、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、「生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていくこと(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく)、さらに「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う地域を構築する」ことを目指しています。

3. 地域の再生を目指した改革

①地域包括ケアシステムの再構築

平成27 (2015) 年9月、厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり 方検討プロジェクトチーム『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの 実現-新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』が出され、ア) 新しい地域包括支援体制の確立、イ) 生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立、等を提案しました。すなわち、ワンストップで分野を問わない包括的な相談支援の実施、地域の実情に見合った総合的なサービス提供体制を確立するために、児童、障害、高齢者を対象にした地域包括ケアセンター等の役割の強化を目指したのでした。

②「我が事、丸ごと」

平成28 (2016) 年7月、厚生労働省は、『地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現』を発表しました。これは一億総活躍社会の実現を目指したもので、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを主張しています。そのため、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるしくみを構築するとしました。そのため、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的な相談支援体制の整備、地域づくりの総合化・包

括化、地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化を提案しています。さら に、包括的・総合的な相談支援体制の確立を掲げ、相談者本人のみならず、育 児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズ を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制を提案していま

これは、下図の工程で、さらに具体化されました。

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な扣い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援
- - 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
 - •福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年:

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など
- 介護・障害報酬改定: 共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降: 更なる制度見直し

2020年代初頭: 全面展開

①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む) ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

4. 人材の養成

さらに、平成28(2016)年12月には、地域における住民主体の課題解決力強 化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)『地域力強化検討 会中間とりまとめ〜従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ〜』が出されて います。ここでは、特に、多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子ど もといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教 育、家計、権利擁護、多文化 共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、とき には都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が 考えられるべきである」としており、それを推進するために必要とされる福祉専 門職を提案しています。

5. 社会福祉法改正案

最後に、平成29(2017)年1月に出された社会福祉法改正案をお示しします。第4条(地域福祉の推進)では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(「地域住民等」)は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(略)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(支援関係機関)との連携等によりその解決を図るように特に留意するものとする」と新たな規定が設けられました。これは、今までの議論である自助、共助、公助の連携を明確にしたものです。

さらに、第106条の3 (包括的な支援体制の整備)において、「市町村は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業、地域住民等が次図から他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業、生活困窮者自立支援法に基づく事業等の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とされ、第107条(市町村地域福祉計画)で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を新たに書き加えています。

以上のように、従来の見守りや地域の支え合い等のインフォーマルなケアの強化が求められています。しかし、地域で顕在化ししている生活課題はより見えにくくなり、また深刻化しています。さらに地域の関係や家族の機能が弱まっている。このような中で、行政や社会福祉協議会は、どのように住民の活動を支援し、活動基盤を強化していくか、またどのように協働して、具体的に取り組んでいか、明らかにする必要が生じています。

(特別アドバイザー 市川一宏)

第3節 第2次地域福祉活動計画の評価から見える課題

第2次地域福祉活動計画では、「地域づくり」、「福祉教育」、「災害対応」、そして「相談」の4分野を柱に住民と共に地域福祉を進めてきました。それぞれの評価と課題は次のとおりです。(資料編②p48~57)

(1)地域づくり

各事業を通じて、住民に情報提供を行い、住民が自分の地域を知る機会の提供ができました。これにより、住民が主役となった自主的活動として見守り活動や支えあい活動などが発展しました。また、孤立しがちな住民や子どもを中心に、交流事業や活動を行なうことで、様々な住民同士のつながりができました。

しかし、各種事業や活動に参加しない、または、参加できない住民の把握が十分でないことや、参加が少ない若い年代への取組みができていないことが課題としてあります。

(2)福祉教育

地域と学校との連携・協働による地域に根ざした福祉教育の実践ができるようになりました。また、市民活動・ボランティアセンターの設置により、ボランティア活動の基盤整備が進み、ボランティア活動が発展的に行なわれるようになりました。さらに、ボランティア活動回数の増加や活動分野の拡大など、ボランティア活動が活発に展開されるようになりました。

しかし、地域に根ざした福祉教育は、まだ全市で実践できていないことや、現在活躍しているボランティアの後継者不足、またボランティア人口が増加していないという課題があります。

(3)災害対応

災害ボランティアセンター設置訓練の実施や障がい者の防災訓練への参加促進などで、市民の防災意識の向上と普段からの顔の見える関係づくり、行政、住民と社会福祉協議会の協働体制のしくみづくりを進めることができました。

しかし、地域全般、住民全体としての取組みにまで広がってはいない状況があることや地域独自の防災への取組み状況の把握が十分できていないことが課題としてあります。

(4)相談

実践や広報活動において、市民への社会福祉協議会の活動の情報発信と必要な情報を共有する場づくりが進み、社会福祉協議会の活動への理解が図られました。それにより、行政など関係機関や住民との協働により、市民が、どこで、誰に困りごとの相談をしても必要な支援につながるようなしくみづくりが進み、孤立死や孤独死、自殺、閉じこもり、虐待、生活困窮などの課題や認知症高齢者や障がい者等、専門的支援を必要とする相談が増えました。また、市民の権利擁護意識の向上が図られて、成年後見や日常生活自立支援事業の利用者も大きく増加しました。それを担うために、職員は、研鑽を積み、専門的相談支援の質の向上に努めました。

しかし、必要な情報が必要な市民に<u>十分</u>届いているとは言えない状況があること、困りごとを感じなかったり、困りごとがあっても訴えのできない市民の把握ができていないこと、既存の制度やサービスだけでは、市民の困りごとに対しての解決方法が不足していることなどが課題としてあげられました。

第4節 民生委員・子ども子育てアンケート結果からの課題

計画の策定にあたり、「民生委員児童委員・主任児童委員(以下「民生委員」)」と「子ども・子育て関係者(以下「子育て関係者」)」を対象としてアンケート調査を実施しました。調査項目は、「相談の量」、「相談の質」、「ネットワーク」及び「地域づくり」(民生委員のみ)の各項目から、現在の地域における福祉課題とそれらを解決するための方策、地域づくりについての意見を伺うものでした。(資料編③p58~62)

(1)民生委員の結果

市内の幅広い世代において「生活困窮」が課題であることが分かりました。地域づくりの課題では、地域における支援者の輪の広がり、自治組織に加入していない住民や地域活動への参加が困難な住民への関わり、行政区を超えた支援が必要な際の民生委員同士の連携が、いずれも十分ではないことがあげられました。

課題の解決には、①地域住民による日頃からの交流や声かけ、見守りが支え合いにつながること、②困りごとを相談できる身近な窓口があること、③相談機関とのスムーズな連携や調整、協力が重要であること、④本人や家族が問題解決に取り組むことができるよう専門職や地域支援者、地域住民などがそれぞれの立場から働きけること、⑤支援者の人材育成が必要、との結果になりました。これらが安心して暮らせる地域づくりにつながるといえます。

(2)子育て関係者の結果

保護者は子どもの成長発達や交友関係など「子育ての不安」を多く持っていることのほか、「生活困窮」や「虐待」などの課題を抱えている人もいることが分かりました。保護者や子どもの日頃の様子から見えてくる課題としては、特に「世帯の家庭環境」や「地域での孤立」など、家庭から地域までの幅広い内容がありました。これらの課題に子育て関係者が相談で対応していることが分かりました。学童保育は、その機能や職員配置などから、家庭内の課題を早期に発見しにくい、連携先が学校や家庭に限られているため相談や連絡による適切な対応がとりにくいなどの状況にあることもうかがえました。

課題の予防や早期発見、解決のためには情報共有が重要であり、地域における様々な交流の機会や日常的な支援、見守り活動も必要です。これらの活動や支援は、課題の直接的な解決よりも予防や早期発見において効果的であり、専門機関を含めた関係者と地域による活動の連携は、安心して子育てができる地域づくりにつながるとの結果となりました。

いずれのアンケートからも、地域における住民同士の日頃からの交流と関係者の連携が重要であると確認できました。

第5節 制度の側面からみた課題

生活困窮、子ども子育て、高齢者及び障がい児者の4つの分野の法律やそれに基づく各種の制度、サービスなどの面から、地域づくりの課題をまとめました。

(1)生活困窮者

生活保護に至らない困窮者の自立の促進を目的として「生活困窮者自立支援法」が施行されましたが、周知がまだ十分ではないため、相談件数が少なく、地域差も生じています。地域づくりの課題としては、制度やサービスの周知・広報、気軽に相談できる場づくり・環境づくり、相談できない住民や相談しない住民への支援が、いずれも十分でないことがあげられました。

(2)子ども子育て

「児童福祉法」をはじめ、「子ども子育て支援制度」等の法律や制度で、子どもの健やかな育ちを支えています。地域づくりの課題としては、子どもの虐待や貧困(経済的貧困や精神的貧困)に対する早期発見、実態把握ができていない、親が社会的に孤立しがちである、子どもの居場所が少ない、食と学習の支援が十分でないなどがあげられました。

(3)高齢者

「介護保険法」を中心として、包括的な支援やサービス提供体制の構築を目指す制度となっています。地域づくりの課題としては、地域課題の集積による課題解決への取組み、制度だけでは対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする生活課題等に対応できる相談支援体制の整備、総合事業における新たな地域づくりについての住民の理解促進、専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分ではないことがあげられました。

(4) 障がい児者

「障害者総合支援法」をはじめとした様々な法制度により、当事者、家族に対しての包括的支援が行えるようになっています。また、障がいを理由とした差別をなくすための「障害者差別解消法」も施行されました。地域づくりの課題としては、虐待や差別をなくすための障がいに対する住民の理解促進や介護者支援の充実、また、制度やサービスの情報提供の強化、地域での居場所づくり、専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分でないことがあげられました。

以上から、様々な生活課題を抱える住民の早期発見と適切な支援を行うために、 法制度の側面から見た地域づくりの共通の課題を以下にまとめました。

- ①日常的な地域とのつながりが薄いこと
- ②困り事や悩みを話すきっかけとなる場が少ないこと
- ③地域での居場所が少ないこと
- ④見守りネットワークや各種団体との連携による見守り体制が十分でないこと
- ⑤制度や相談窓口などについて、住民への周知、理解があまりされていないこと
- ⑥専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が、いずれも十分でないこと

第6節 地域座談会からの課題

住民の視点を重視した地域福祉活動計画とするため、7つの町の「住民の声」と「住民の思い」を集めるために座談会を開催しました。座談会では、7つの町の住民が地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」そして「自分にできそうなこと」、「地域の人との支えあいによってできそうなこと」のアイデアを出し合いました。

7つの町の特色はそれぞれに異なりますが、「自分の住む町を良くしたい」と願う住民の思いは同じです。7つの町には、伝統や住民の特性、過疎の状況、産業など生活環境にはそれぞれに地域性があり、直面する地域の福祉課題は異なります。しかしどの町でも、少子高齢化による一人暮らし高齢者や高齢者世帯、核家族の増加、結婚しない人の増加など、世帯構成の変化は共通の背景といえます。

座談会での意見から、各地域で共通する課題を整理しました。

(1)住民同士のつながり・絆

隣近所との付き合いが希薄になっている、持ち家と貸家の住民や転入者、若者との交流が少ない、組に入らない、あいさつができない、地区の行事に参加しないなど、「地域とのかかわりが少ない住民」が増えてきたことがあげられ、孤立死や引きこもりの問題も出されました。また、ゴミだしやポイ捨て、犬の飼い方などの「ルールを守れない人」などのモラル低下の問題も出されました。

(2)担い手の不足

農業後継者や地区役員、団体組織の役員、ボランティア、文化の継承者など、 日常的に地域生活を支える人ばかりでなく、大雪や大雨などの災害や緊急時の支援者がいないなど、地域生活全般の「担い手の不足」があげられました。

(3)生活資源・環境

商店や医療機関が遠くて不便、交通手段が限られている、空き家・遊休農地が 多いなど、生活を続けていくための「資源や環境の不足」がありました。

(4) 行政、社会福祉協議会への提案

子育て支援、要援護者(高齢者、障がい者、引きこもり、生活困窮者など)支援、公共の移動支援、観光の充実、インフラの整備など、住民の「自助、共助では解決できない課題」が出されました。

以上の課題から、地域では、住民同士の交流の減少による人間関係の形成の困難や固定化が進み、日常的な付き合いや行事などに参加できない(しない)人が増加してきていることが分かりました。地域生活を支える役割を持つ担い手の不足などが生じ、生活環境が悪化している様子がうかがえました。また、高齢者や障がい者、生活のしづらさのある人のほか、社会的に孤立する人が増えていくことが予測されました。

第7節 地域づくりの課題

第2節から第5節までの課題から笛吹市の地域づくりの課題をまとめます。

(1)地域交流の場自体が減少してきている

日常的な地域における住民同士の交流の場そのものが減少してきています。地域住民として受入れられていると実感できる場や住民同士で気楽に相談できる場所も多くありません。

(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している

地域での住民同士の交流の場(自治組織を含む)に参加しない、あるいは参加できない住民が増加しています。そのため、地域住民が知らない住民や社会的に孤立している住民が増えてきています。

また、近隣住民からは生活に困難があると思われていても本人にその意識がない住民や、孤立などによりそれを訴えることができない住民が増えてきています。 その結果として、自殺や孤独死等の事態を招いてしまう場合があります。

(3)必要な情報の周知が不十分である

福祉制度やサービスの利用方法などや防災関連の情報を知らない住民がいます。 特に、インターネットや広報誌、近隣住民などから情報を得ることが困難な高齢 者や障がい者、地域から孤立している住民などは多くなっています。また、情報 が届いていても情報の内容が難しく、理解できない場合もあります。

そのため、住民のなかには、生活の困りごとを相談できることを知らない住民 や相談する場所が分からない住民、生活困難な状況の発見が遅れる住民、サービ ス利用ができるにもかかわらず利用できない(していない)住民がいます。

(4)事業や活動の地域住民への広がりが不十分である

地域ごとに各種の事業や活動が行われていますが、それが地域内にとどまり、 全市的な事業や活動に広がっていない状況があります。

(5)地域での支え手、ボランティアが不足している

地域生活を支える役割を担う人材やボランティアの後継者が増えず、地域住民 同士による支え合いが困難となってきています。

(6)各分野による生活課題がある

子ども子育てでは、保護者が抱える子育ての不安や虐待、生活困窮(経済的貧困や精神的貧困)、親の社会的孤立などが、障がい者では、虐待、家族や地域の理解の不足などがあります。

(7)専門機関、専門職の課題がある

専門職としての資質の向上や専門機関同士の連携が十分でないところがあります。

(8) 自助、共助では対応が困難な課題がある

商店や医療機関が遠い、交通手段が少ない、空き家・遊休農地が多いなど生活環境に関するもののほか、既存の制度やサービスだけでは十分に解決できない生活課題に対応できる相談体制の整備があります。

第三章「第3次地域福祉活動計画の基本理念」

第1節 基本理念

「こんなまちであったらいいな

安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」 ~ 7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち ~

笛吹市社会福祉協議会は、第1次地域福祉活動計画(平成19年度~平成23年度)から、「こんなまちであったらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」の理念のもと、その実現に向けて地域づくりに取り組んでまいりました。 市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無、置かれている環境の違い、立場の違

市民一人ひとりか、年齢や障かいの有無、置かれている環境の違い、立場の違いに関わらず、互いに支え合い、必要な支援やサービスを受け、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進することが、その理念を実現することであり、第3次地域福祉活動計画においても継続して取り組んでまいります。

理念の根拠をなしている「ノーマライゼーション」「地域の絆」「住民主体(住民が主役)」は、第1次計画から現在に至るまで、地域づくりを進める上の重要な考え方であり、第1次計画では、障がい者、高齢者支援に重点をおき、ノーマライゼーションの具現化に取組みました。第2次計画では、「相談」「災害対応」「福祉教育」「地域づくり」を重点に、地域の絆の再生に取組んでまいりました。

第3次計画においては、これまでの活動を基盤として、「住民が主役」に重点をおき、住民の"地域愛"と主体性を尊重した地域づくりに取組んでまいります。

笛吹市の7つの町は、それぞれに文化、風習や環境において特徴や違いがあり、 それぞれの強みと課題を持っています。しかし「自分の地域を良くしたい。」「未 来へ地域をつなぎたい。」と願う住民の思いは同じです。「わが町」を良くする活 動を住民が中心となって、7つの町それぞれに活発に展開することで、笛吹市全 体の福祉活動が活発になることが期待されます。

そこで、社会福祉協議会ではできるだけ多くの住民の声を聞き、みんなでいっ しょに取組む気持ちを共有することを目的として、7つの町で住民座談会を開催 しました。

第3次計画では、この座談会で出た住民の声をもとにして、全市において、7つの「あい」の実現に向けた活動を行なうこと、また7つの町ごとの「わが町」の活動目標に向けた活動を行なうことで、「こんなまちであったらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を、みんなでいっしょにめざします。

そして、住民の共助による活動やしくみを作ることによって、地域の生活の継続を図るとともに、必要に応じて行政や専門機関の力を活用して安心して暮らせる幸せあふれるまちづくりを進めていきます。

第2節 基本方針

笛吹市の地域づくりを二つの地域づくりを並行して行うことで、進めます。

一つは、座談会で出た住民の声をもとに、第2章で明らかになった笛吹市の地域づくりの課題を解決するために、以下の7つの「あい」を実現することをみんなでいっしょにめざします。

人と人、人と地域との関係づくりは、知りあうことから始まって、つながりあいからみとめあい、というように、だんだんとその関係が深まっていくのが一般的です。見守りから始まって初めてその人のことを知り、みとめることができることもありますし、ささえあいはできているけれど困りごとを知って助けるまではできていないなど、その経過や状況は様々です。地域の状況に応じて、人と人、人と地域との関係づくりを行うことが重要です。

- I. 「知りあい」・・・となりの人、地域の人と住民がお互いに知りあって、普段から顔の見える関係づくりを進めます。
- Ⅱ.「つながりあい」・・人と人、人と機関など、孤立を防ぎ、生きがいや助けあい につながるように、様々なつながりあいを進めます。
- Ⅲ.「みとめあい」・・・年代や生活環境、障がいの有無や考え方などが違っても、 同じ住民としてお互いを尊重できるようなみとめあいを 進めます。
- IV. 「そだてあい」・・・子どもから大人まで、より多くの人が、地域の福祉の問題 に関心と理解をもち、学びあえるような "福祉のこころ" のそだてあいを進めます。
- V. 「ささえあい」・・・様々な地域の課題が特別なことではなく、誰もが共通する ものとして、助けあいにつながるよう、お互い様のささえ あいを進めます。
- VI. 「見守りあい」・・・気になる人や、気になることに気づき、住民みんなが地域の中で、声かけあい、気にかけあえるような見守りあいを進めます。
- VII.「助けあい」・・・住民の困りごとを、みんなで、いっしょに協力して解決できるような助けあいのしくみづくりを進めます。

7つの「あい」と並行して行う活動(公助)

・・・社会福祉協議会は住民の支え合い活動と併せて、福祉専門機関として制度に基づくサービスを提供することによって困難な状況にある住民も自身の望む生活が続けられる地域づくりを進めます。

二つめに、7つの町の地域づくりを進めます。各町の地域づくりは各町で行われていきますが、これらを活発にし、みんなでいっしょにとりくむことにより、笛吹市全体の地域づくりが進んでいきます。

なお、これらの基本方針と地域づくりの課題との関連は次の表のとおりです。

[基本方針と地域づくりの課題の関連]

	基本方針	地域づくりの課題(第二章第6節 p 16)				
	I. 知りあい	(1) 地域交流の場自体が減少してきている				
		(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している				
		(3) 必要な情報の周知が不十分である				
	Ⅱ. つながりあい	(1) 地域交流の場自体が減少してきている				
		(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している				
		(3) 必要な情報の周知が不十分である				
		(4) 事業や活動の地域住民への広がりが不十分である				
		(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している				
	Ⅲ. みとめあい	(1) 地域交流の場自体が減少してきている				
		(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している				
7		(3) 必要な情報の周知が不十分である				
7		(6) 各分野による生活課題がある				
0	IV. そだてあい	(1) 地域交流の場自体が減少してきている				
あ		(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している				
ν) γ)		(4) 事業や活動の地域住民への広がりが不十分である				
		(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している				
	V. ささえあい	(3) 必要な情報の周知が不十分である				
		(4) 事業や活動の地域住民への広がりが不十分である				
		(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している				
		(6) 各分野による生活課題がある				
	VI. 見守りあい	(2) 近隣や地域住民との交流の少ない住民が増加している				
		(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している				
		(6) 各分野による生活課題がある				
	Ⅷ . 助けあい	(4) 事業や活動の地域住民への広がりが不十分である				
		(5) 地域での支え手、ボランティアが不足している				
		(6) 各分野による生活課題がある				
7つの「あい」と		(6) 各分野による生活課題がある				
2	並行して行う活動	(8) 自助、共助では対応が困難な課題がある(ただし、社会				
	(公助)	福祉協議会事業の制度外サービスで対応できるもの)				
}	※社会福祉協議会として、(7)専門機関、専門職の課題 に取り組む(p40)。					
>	※(8) 自助、共助では対応が困難な課題 は行政など専門機関へつなげる。					

第3次地域福祉活動計画体系図(平成29年度~平成33年度)



基本理念	サブ テーマ	基本方針	めざすこと		重点目標	事業名	社協の事業 内容	
		I. 知りあい 普段からの顔の見える	日常的なつながりが強くなり、 お互いの理解を深める	氏	日常的に自分ができる挨拶などをする	サロン活動支援 笛吹市介護予防事業 (やってみるじゃん)	住民が集い、知り合い、つながる場をつくる 介護予防と地域情報を伝える	
	S	かんけいづくり		拉協	主民同士が顔を合わせる機会をつくる	世代間交流	世代を超えて交流する場をつくる	
	7	7	Ⅱ. つながりあい	人とかかわり結びつくことで住		地域や市・社協の行事に、近所や知人 に声をかけ参加する	福祉まつり ・ ボランティアまつり 生きがいづくり支援事業	住民が集い、知り合い、つながる場をつくる 外出の機会の少ない一人暮らし高齢者との交流の場をつくる
	の	孤立しないさせない つながりづくり	民相互が協力しあえる関係をつくる		主民同士が集える場をつくったり、情 服の発信をする	広報誌(かけはし・地区別たより等)の 発行、ホームページの公開	地域の情報や社協の活動などの情報を発信する	
	地 域 あ			תתו	KV) LIBE J W	コミュニケーション支援事業(声の広報)	視覚障害者に声の広報を届ける	
安心	めい	皿. みとめあい	孤立をなくし、誰もが自分らし		を流などを通し、お互いを理解し、み こめあう	地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型	障がい者と地域住民が一緒に活動できる場をつくる	
	7,	ひとりひとりのちがいを みとめあえる	く生き生きと安心して暮らせる 関係をつくる		様々な人が集まり、互いを知りあい共	障がい者社会参加事業	障がい者が積極的に地域に出て、社会参加を支援し啓発活動を行 う	
てこ	みん	関係づくり		協に	こ活動する場をつくる アンドラ アンドラ アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障がい者本人活動支援事業	障がい者の本人活動や社会参加を支援する	
暮んらな	なで	Ⅳ. そだてあい	キロルギニンニノフが尚が も		る様性を尊重することを学びあった り、思いやりのある心をそだてる	福祉教育推進事業	子どもの頃から他者を思いやる気持ちを学べる機会や場をつくる	
せまるち	いっ	ふくしの心を育てあえる 環境づくり	市民やボランティアが学びあい、他の人を思いやる心をそだてる環境をつくる			各種養成講座	ボランティアを育てる講座を開催する	
幸で	し	24.5% 2 V 7		社 協	主民が学びあう機会をつくる 	笛吹市社会福祉大会	笛吹市の地域福祉を促進するための学びの機会をつくる	
せあ	よに		日頃の活動や取り組みを意識することで、無意識で行ってきた活動がより大きな支えあい活動へと発展する	1± 4	をえ、支えられている関係であること と意識し、地域活動やボランティア活	地域福祉推進助成金事業	地域住民による福祉活動への助成を行う 老人クラブや障害者団体等の活動を支援し、団体構成員の学びあ	
ふた		V. ささえあい お互い様の 関係づくり			かに参加する	福祉団体活動支援	いの機会を促進する	
れら	くる			社は	主民の地域活動やボランティア活動を ヾックアップする	地域福祉推進委員会	住民といっしょに地域づくりを考え、取り組む	
るいまい	る共			在 注	近所同士でお互いを気にかけあい、変	ボランティア活動支援	ボランティア活動をする人、受けたい人を支援する	
るまちづ	生の	VI. 見守りあい お互いに見守りできる	見守りしあい、気づくことで、 異変の早期発見、問題の深刻化		上に気づいたら声をかける	見守り事業 「ふえふき地域見守りネットワーク」	事業所などの協力を得て重層的な見守りができる体制をつくる	
づく	まち	しくみづくり	英変の早期発見、同題の深刻化を防ぐ		主民からの連絡に迅速に対応し、関係 者が見守りしあえるしくみをつくる	見守り事業 「要援護者等安否確認」 	猛暑や災害時、気になる住民へ行う見守りや安否確認を行う	
ij	3				上活で困った時は誰かに相談する。相	相談支援事業(見守り)	相談を受けた中から関係機関等との連携による見守りを行う	
			困りごとへの協力や、万が一災	告談	とんで困りた時は誰がに怕談する。怕 炎を受けたら、地域で考えたり、関係 機関に相談する	相談支援事業	地域住民や福祉関係者からの相談を受け、問題の解決を図る 専門職が保健や福祉、生活などの課題を意見交換し、解決につな	
	困りごとに協力できる 助けあいのしくみづくり	害が起こっても助けあえる地域 をつくる	社 相	目談を受ける体制を充実する。地域で 目談を受ける体制を充実する。地域で	地域会議	げる会議		
				協助	かけあえるしくみづくりを支援する	ふえふき子ども子育て関係者連絡会 災害救援ボランティアセンター設置訓	子ども子育に関する活動を行う団体・個人と連携協力をする会議 災害時、ボランティアを受け入れる運営側とボランティア側に分	
						練 赤い羽根共同募金	かれて訓練を行う 赤い羽根共同募金の配分金を助けあいのために活用する	
						N - MRANESTE	7 7. M. (1.1.3.2). The color of the color	
	並行	7つの「あい」と して行う活動(公助)	制度に基づくサービスの提供 (一部、制度外を含む)	142 行	制度やサービスによる専門的な支援を うう。住民の実態に応じた制度外の ナービスを提供できるようにする	制度に基づく各種のサ	ービス提供と住民の実態に応じた制度外のサービス (詳細は p 39~44)	

-22-

第四章「取り組み」

第1節 全市の取り組み

基本方針 I.「知りあい」

「知りあい」では、普段から顔の見える関係づくりに取り組みます。

*「知りあい」とは

知りあいは他の6つの「あい」につながる基本といえます。

地域座談会では、「地域とのかかわりが少ない住民が増えたことで、人間関係の 形成の困難や固定化」が課題としてあげられました。地域での住民同士のつなが りが深まることで、様々な困りごとがあった際に、住民同士により助け合うこと ができるようになります。

多くの住民同士がつながりを深める第一歩は、普段から顔の見える関係となる こと、すなわち、知り合うことであり、そのためには、住民同士が外に出て顔を 合わせる機会をつくることが大切となります。

* めざすこと

知り合いになることによって、日常的なつながりが強くなり、お互いの理解が深まることになります。理解の深まりは、生活上の困りごとを話すきっかけともなり、住民同士の助けあいに発展することが期待できます。また、生活上のトラブルや災害など不測の事態が起こった時にも、この関係ができていることによって、助け合うことも可能となります。さらに、閉じこもりの防止や早期発見、社会参加の促進にもつながることが期待できます。

*重点目標

市民のみなさんは、日常的に自分ができる挨拶などからはじめてみましょう。 そして、サロンや地域の行事(福祉(ボランティア)祭等)、各種の交流事業(世代間交流、一人暮し高齢者交流等)などに参加して、知り合いを増やしていきましょう。

社会福祉協議会では、住民同士が顔を合わせる機会をつくります。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 住民が集い、知り合う機会をつくります。 「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」
- 2. 外出の機会の少ない一人暮らし高齢者との交流の場をつくります。 「生きがいづくり支援事業」

基本方針Ⅱ.「つながりあい」

「つながりあい」では、孤立しない・させないつながりづくりに取り組みます。

*「つながりあい」とは

ライフスタイルの変化や核家族化の進行などにより、住民同士のつながりが薄くなり、地域におけるもっとも身近な関係である隣近所の住民同士でさえ関わり合うことが少なくなっています。誰ともつながりがないことで困りごとの相談もできなくて、気付いてもらえないまま孤立してしまう住民もいます。

住民同士が自分の地域に住む人々と知り合い、顔の見える関係から、さらに会話を交わす関係となり、「あの人どうしたかな?」とお互いに関心を持ちあうようになることで、皆が気にかけあい、関わり合うことができる人と人とのつながりが生まれます。

* めざすこと

住民が自分の地域や地域に住む人のことを知り、積極的に、人と関わり結びつくことで、住民相互が協力し合えるつながりのある関係づくりを目指します。そうすることで、地域で生活している人にしか見えない様々な福祉課題を早期に発見し、住民を孤立しない・させない地域づくりを進めます。

*重点目標

住民のみなさんは、地域の行事や市、社会福祉協議会の事業に参加をしましょう。その際に、近所の人や知人にも声をかけ、みんなで参加をするようにして、 住民同士のつながりをつくるようにしていきましょう。

社会福祉協議会は、住民同士が集える場所をつくり、様々な情報を発信します。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 地域の情報や社会福祉協議会の活動などの情報の発信を行います。 「広報誌(かけはし・地区別たより等)の発行」、「ホームページの公開」
- 2. 視覚障がい者に市や社会福祉協議会の広報を届けます。 「コミュニケーション支援事業(声の広報)」
- 3. 住民同士が集える場をつくります。 「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」、「世代間交流」
- 4. 外出の機会の少ない一人暮らし高齢者と近隣住民や民生委員との交流の場をつくります。

「生きがいづくり支援事業」

- 5. 介護予防とともに地域情報を知ることができる場をつくります。 「笛吹市介護予防事業(やってみるじゃん)」
- 6. 障がい者と地域住民がともに活動し、つながりを深める場を作ります。 「障がい者社会参加事業」、「障がい者本人活動支援事業」

基本方針Ⅲ.「みとめあい」

「みとめあい」では、一人ひとりのちがいをみとめあえる関係づくりに取り組みます。

*「みとめあい」とは

地域には、子どもから高齢者、経済的に裕福な人や困窮している人、障がいがある人やない人、国籍が違う人や移住してきた人など様々な住民がいます。それぞれに文化・風習や生活環境、世代等が違うため、考え方や生活の仕方も異なります。

地域の住民がこれらの違いを受け止め、認め合うことで、様々な住民が孤立することなく、安心して生活を続けることができます。また、多様性を認め合うことで、多様な価値観や文化による豊かでひろがりのある地域がつくられます。

* めざすこと

お互いの存在を認め合い、その存在意義を尊重しあいながら交流することで孤立を無くし、誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らせる地域づくりを目指します。

*重点目標

住民のみなさんは、積極的に交流や学びの場に参加し、いっしょに会話を交わし、活動を行い、お互いの理解を進めましょう。また、地域に一歩踏み出すことが難しい住民がいたら、声かけをして、活動に誘ったり、住民同士としての交流をはじめましょう。

社会福祉協議会は、様々な人が集まり、互いに知り合い、ともに活動する場を つくります。

* 社会福祉協議会の事業

- 1.世代を超えて交流する場づくりを行います。「サロン活動支援」、「世代間交流事業」
- 2. 障がい者と地域住民が、いっしょに活動ができる場をつくります。 「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型」
- 3. 障がい者が積極的に地域に出て、社会参加や啓発活動を行う活動を進めます。 「障がい者社会参加事業」、「障がい者本人活動支援事業」
- 4. 子どもの頃から社会には様々な人がいることを学ぶ場をつくります。 「福祉教育推進事業」

基本方針Ⅳ.「そだてあい」

「そだてあい」では、ふくしの心をそだてあえる環境づくりに取り組みます。

*「そだてあい」とは

ふくしの心とは、多様性を尊重し、思いやりをもち、何かあった時には助けあ える心のことです。

そだてあいでは、あたたかなふくしの心をそだてあえるための環境をつくっていきます。

* めざすこと

市民やボランティアが学びあう環境をつくることによって、ボランティア活動 の活性化や福祉への理解者、協力者を増やしていくことを目指します。

他の人を思いやる心をそだてる環境をつくることによって、経済状況や障がいの有無、人種や宗教などにとらわれず多様性を尊重できる、思いやりにあふれた地域づくりを目指します。

地域の活動や文化を伝承する環境、地域の力を育てる環境をつくることによって、もしもの時も助けあうことができる、住民同士のつながりが強い地域づくりを目指します。

*重点目標

市民のみなさんは、市と社会福祉協議会が行なう各種イベントや事業などに積極的に参加し、多様性を尊重することを学びあい、思いやりのある心を育てましょう。

社会福祉協議会は、住民が学びあう機会をつくります。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 住民が気軽に集い、それぞれのかかわりを通して学びあう機会をつくります。「サロン活動支援」、「福祉まつり・ボランティアまつり」、「世代間交流」
- 2. 子どもの頃から自分の地域を学ぶ機会をつくります。「福祉教育推進校事業」
- 3. ボランティア活動を始めるための学びの機会をつくります。 「各種養成講座(手話・朗読ボランティア養成講座、やってみるじゃん協力員 養成講座、生活支援員・市民後見人養成講座、シニアボランティア養成講座、 介護支援ボランティア養成講座)」
- 4. 笛吹市の地域福祉を促進するための学びの機会をつくります。「笛吹市社会福祉大会」
- 5. 住民の自主的な活動をとおして住民同士が地域福祉の実践について学びあう機会を支援します。

「地域福祉推進助成金事業」

6. 福祉活動団体の活動を支援することで団体構成員の学びあいの機会を促進します。

「福祉団体活動支援(笛吹市老人クラブ連合会、笛吹市障害者団体連絡協議会)」

基本方針 V. 「ささえあい」

「ささえあい」では、お互い様の関係づくりに取り組みます。

*ささえあいとは

「ささえあい」は、「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」を受け継いで、地域住民の誰もが「互いに互いを支え合える関係」つくりをすることです。そして、今までの活動をより発展させ、「見守りあい」「助けあい」に繋げていきます。

地域で起こる様々な困り事は、特別な出来事ではなく誰もに共通して起こる課題です。お互いが支え合うことを実感しながら互いを支え合っていく「お互い様の関係」をつくることが必要です。

* めざすこと

市民のみなさんが日頃から行っている活動や取り組みを振り返り、ほんの少しの意識の積み重ねを行うことで、無意識で行ってきた小さなささえあい活動がより大きな「ささえあい」活動へと発展していくことを目指していきます。そうすることで、要介護状態にある高齢者や障がい者も、受身ではなく、地域とのつながりをもち、地域住民の誰もが役割を持って支え手になることが期待できます。

*重点目標

市民のみなさんは、それぞれの地域で行われている様々な活動やボランティア活動に参加し、自分も地域の一員であり、誰かを支え、誰かに支えられている関係であることを意識する機会を持ちましょう。

社会福祉協議会では、住民が行う各種地域活動やボランティア活動をバックアップします。

* 社会福祉協議会の事業

1. 住民といっしょに地域の課題についての話し合いを行い、様々な地域活動などを支援します。

「地域福祉推進委員会」

- 2. ボランティア活動の充実とニーズや相性を考慮したマッチングなどでボランティアと受け入れ側が支え合える機会をつくります。
 - 「ボランティア活動支援」
- 3. 障がい者が地域での役割を持ち、住民といっしょに活動できる機会をつくります。

「地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型」

基本方針VI.「見守りあい」

「見守りあい」では、お互いに見守りできるしくみづくりに取り組みます。

*「見守りあい」とは

見守りとは、気になる人や気になることに気づき、いつでも、どんな時でも住民みんなが地域の中で、重層的に気にかけあい見守りしあえる関係ができることです。その関係ができることで、早期の異変に気づき、そこから予防的支援につながります。

* めざすこと

見守りし合い、気づくことで異変の早期発見、問題の深刻化を防ぎます。また、 気づきがあった時にはすぐに相談できる体制をつくることで、安心した生活がお くれ、孤立、孤独による被害を防げること、災害が起きても地域の中で安心した 生活をおくれることが期待できます。

* 重点目標

市民のみなさんは、近所同士でお互いを気にかけあい、変化に気づいたら声を かけましょう。そして、気になる人や家庭があったときは、社会福祉協議会や関 係機関に連絡をしましょう。

社会福祉協議会は、住民からの連絡に迅速に対応し、関係者が見守りしあえるしくみをつくります。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 住民からの連絡に迅速に対応し、見守りし合えるしくみをつくります。 「見守り事業『ふえふき地域見守りネットワーク』」
- 2. 熱中症予防啓発や大雪などの災害時には特定的な見守りを住民と協働し実施します。

「見守り事業『要援護者等安否確認』」

3. それぞれの町、地域ごとに住民といっしょに見守りし合えるしくみをつくります。

「地域福祉推進委員会(座談会を含む)」

4. 見守りが必要な住民には、関係機関等と連携し、迅速に見守りし合えるしく みをつくります。

「相談支援事業(見守り)」

基本方針Ⅷ.「助けあい」

「助けあい」では、困りごとに協力できる助けあいのしくみづくりに取り組みます。

*「助けあい」とは

生活する上での課題で、地域の助けあいで解決することができることは地域で解決することが理想です。しかし、近所の付き合いが希薄になっていたり、近所とのつながりを持たない人がいる中で、助けあう意識が薄れてきているのが現状です。また困りごとがわからない人、困りごとがあっても助けてと言えない人も地域には生活しています。

公的サービスの利用だけでは、対応できない課題やサービスの種類にないものもあります。そのようなときには、住民同士で助けあうことも必要になります。助けあうことにより、必要なサービスを提供している機関の発見や新しいサービスをつくることにつながる場合もあります。

このように、助けを必要としている住民の困りごとの解決のために、みんなでいっしょに協力して「助けあい」を進めます。

* めざすこと

それぞれの立場に応じた役割をもち、連携を図ることで、困りごとに協力できる助けあいのしくみづくりを目指します。万が一、災害が起こった時にも、住民がお互いに助けあえる地域づくりを進めます。これにより、住民の生活上の困りごとが解消され、安定した地域生活を送ることが期待できます。

*重点目標

市民のみなさんは、生活で困った時は、1人で悩まず誰かに相談しましょう。 また、困っている人から相談を受けたり、周りに困りごとがわからない人、困り ごとを言えない人がいたら、地域で考えたり、関係機関に相談しましょう。

社会福祉協議会では、相談を受ける体制を充実し、平時でも災害時でも地域で助けあえるしくみづくりを支援します。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 気軽に相談できる身近な相談窓口としての体制を充実します。 「相談支援事業」
- 2. 地域の困りごとを話し合い、課題の解決や軽減に向けたしくみをつくります。「地域福祉推進委員会」、「地域会議」、「ふえふき子ども子育て関係者連絡会」
- 3. 緊急時、災害時、安否確認と助けあいがスムーズにできる体制を充実します。 「見守り事業『ふえふき地域見守りネットワーク』」、「見守り事業『要援護者等 安否確認』」
- 4. 関係機関と連携し、災害に備え、平時からの助けあいのしくみをつくります。 「災害救援ボランティアセンター設置訓練」
- 5. 各種地域福祉事業や歳末助けあい事業などで助けあいのしくみをつくります。 「赤い羽根共同募金」

第2節 7つの「あい」と並行して行う活動(公助)

社会福祉協議会が行う各種福祉制度に基づく専門的なサービスを提供します (一部、制度外を含みます)。

*基本方針

社会福祉協議会は、地域福祉の専門機関として、住民の支え合い活動とあわせて制度に基づく各種の事業を行うことによって、困難な環境にある住民も、本人の望む生活が続けられる地域づくりを進めます。

* めざすこと

高齢や障がい、その他の理由による生活のしづらさによって生活の質が低下した住民に対して、日常的な声かけや見守り、ゴミ出しや買い物の手伝いなどの住民の支え合い活動と、各種福祉制度によるサービス提供のような専門的な支援とを合わせて届けることで、地域生活の維持、向上が図れる地域をつくることを目指します。

*重点目標

社会福祉協議会は、各種福祉制度に基づく専門的なサービス提供と住民の実態 に応じた制度外のサービスを行います。

* 社会福祉協議会の事業

- 1. 高齢者に、在宅での介護や家事を支援する専門的サービスを提供します。 「居宅介護支援事業(介護保険)」、「通所介護事業(介護保険)」、「訪問介護事業 (介護保険)」
- 2. 高齢者の生活の困りごとに対する相談支援を行います。 「地域包括支援センター窓口業務」
- 3. 障がい者に、生活の困りごとや就労、社会参加など総合的な相談支援を行います。

「障がい者相談支援事業」

- 4. 障がい者に活動の場づくり、交流の場づくり、居場所づくりを行います。 「地域活動支援センター I 型・Ⅲ型」、「精神障がい者デイケア」、「障害者社会 参加事業」
- 5. あらゆる生活の困りごとに対して、専門職による相談支援を行います。 「相談支援事業(法律、高齢者、障がい者、その他)」
- 6. 判断能力が低下した人の困りごとについて、専門的な相談支援を行います。 「日常生活自立支援事業」、「法人後見事業」、「成年後見制度利用支援」
- 7. 経済的困窮に対する相談支援を行います。「生活福祉資金」、「社会福祉金庫」
- 8. 制度外サービスの提供を行います。 「おまかせ・あんしんサービス」、「お泊りデイサービス」

第3節 各町の取り組み

第3次地域福祉活動計画では、「住民が主役」の考え方に重点を置き、住民が、 みんなでいっしょに考えて、みんなでいっしょに活動することを目指します。

そのために、7つの町で座談会を開催しました。座談会では、それぞれの地域の「いいところ」、「困ったところ・気になるところ」、「自分でできそうなこと」「地域の人の支えあいでできそうなこと」の意見やアイデアを出し合いました。その後、住民のみなさんが話し合いを重ねて、自分達の住むまちが「こんなまちだったらいいな」という願いや思いをもとに、7つの町の活動計画が決まりました。各地域では、自分達で決めたサブテーマのもとに、これから5年間をかけて地域づくりに取り組みます。

「7つの町の活動計画サブテーマ]

○石和町・・・・つなげよう、つたえていこう、温かい心 いさわ

○御坂町・・・・となり近所気にかけあって、地域の絆をつなげよう

○一宮町・・・・声をかけ 支えあう町 いちのみや

○八代町・・・・あいさつから始める 気にかけ支え合える まちづくり

○境川町・・・・境川に住んで良かった~共に支え・生き・歩む 地域づくり~

○春日居町・・・つづけ!笑顔のまち 春日居

○芦川町・・・・住民全員がボランティア!!



"こんなまちだったらいいなぁ~"石和町

サブテーマ



つなげよう、つたえていこう、温かい心いさわ

《経過》

石和町は市内最大の人口を抱え、多様な背景を持つ人々が住み、地区の環境も様々です。

このため、地域福祉推進委員会では、地域の住民によるさまざまな活動の情報共有を行なってきました。子どもの登下校の見守りや居場所づくり、自主防災活動、ラジオ体操仲間の輪、施設入所者が交流できる地域サロン活動等、たくさんの活動が行なわれていることがわかってきました。そこで、わが町全体として、これからの地域福祉活動をどうやっていくのが良いのかを一緒に考えようと、関係者・住民による座談会を開催しました。

座談会では、「高齢者の方がいきいきと活躍している」、「子どもたちが元気にあいさつをする」「ボランティアの輪が広がってきている」などの良いところの意見が聞かれ、一方で「近所とのつながりが薄い」「地域行事に参加する人が減ってきた」「いろいろな役員の担い手がいない」といった心配ごとも聞かれました。

これらの意見をもとに、石和町の今ある活動をさらに発展させ、次世代につなげていくために次の4つの活動目標を定めました。また、サブテーマは、温泉のある町で、「温かい心」を沸かせていこうという思いから"つなげよう、つたえていこう、温かい心 いさわ"に決めて、わが町づくりに住民みんなで一緒に取り組むこととなりました。





内 容

3

あいさつ・声掛けをして「会話ができる」関係づくりをすすめよう

地域の中で日ごろから顔を合わせたときに積極的にあいさつをしましょう。最初は返事が返ってこなくても、継続することで、少しずつお互いを知り合えます。



世代を超え、子どもから高齢者まで交流しよう

様々な団体と協力して交流の場をつくりませんか。そして、老若男女かかわらず、声を掛け合い、積極的に参加 しましょう。例えば、伝統文化や昔の遊びを伝えることで、学校の学び以外にも教え、教えられます。



環境美化活動を通してボランティア精神を育てよう

- 子どもから大人までゴミ拾いなど、地域の中で一緒にできることを見つけましょう。自分たちができるちょっとした活動を通してボランティアの意識を持っていきましょう。



防災意識を高め、安心・安全な地域を創っていきましょう

- 防災に関するイベントや学習会に積極的に参加しましょう。自分自身、仲間が一緒に参加することが、災害にも強い地域づくりにつながっていきます。







"こんなまちだったらいいなぁ~" 御坂町

サブテーマ "となり近所気にかけあって、地域の絆をつなげよう"

《経過》

御坂町はサロン活動やボランティア活動が盛んな町ですが、今回、改めて自分達の住んでいる
 地域や福祉について話し合う機会として、座談会を開催しました。

その結果、皆さんから「地域によっては、高齢化や過疎化が進み心配もあるが、となり近所のつながりがある」「住民同士の触れ合いがあって温かい町である」まだ健康の意識が高く、「住民同士が元気でいられるようにウォーキングを通じて仲間づくりをしよう」等の声が聞かれました。これらの声から御坂町として、まずは、となり近所のつき合いから地域づくりを始めることが重要であると考え「となり近所気にかけあって、地域の絆をつなげよう」というサブテーマのもと、下記の目標にみんなで一緒に取り組んで行くこととなりました。

《実践すること》

内容



【普段からとなり近所、日常の挨拶や会話を通して、顔の見える関係づくりをしていきましょう】

*住民同士、となり近所、顔が会ったときに、笑顔であいさつをすることから始めましょう。そこから普段の何気ない会話を通して顔の見える関係をつくっていきましょう。



【地区の行事へ参加するように、となり近所、皆で声をかけあいましょう】



*住民同士、となり近所、声をかけ合って地区の行事へ参加しましょう。行事が開催されるときは、 それぞれの地区で、世代を越えて交流ができるよう、地域のみんなに参加を呼びかけていきましょう。



【となり近所、緊急時の時にも助けあえる地域をつくりましょう】

*災害等の緊急時にはとなり近所、助け合えるよう、普段から声かけ、見守りをしていきましょう。



【となり近所、仲良く誘い合って、ウォーキングを通して仲間づくりをしていき ましょう】

*となり近所、声かけ合って、ウォーキングをしながら地域において仲間づくりをしていきましょう。







"こんなまちだったらいいなぁ~" 一宮町

サステーマ

声をかけ 支えあう町 いちのみや

《経過》

一宮町の地域福祉推進委員会は、住民同士のつながりが希薄になっているという課題の検討から、「いちのみや絆まつりの開催」「生活支援ボランティア組織の立ち上げ」など具体的な住民活動の実践に結びつけてきました。絆まつりは、子どもから高齢者まで千人の住民が交流し、学び合い、ボランティア活動を行なう場となっています。 また、自分達の地域住民の生活の困りごとは自分達で解決していこうと、生活支援ボランティアの活動も始まっています。福祉に対する関心が高く、活動も活発に行われている町ですが、更に、広い世代、広い地域に広げていこうと、80名の住民に参加していただき、座談会を開催しました。「心の優しい人が多く親しみがある」「史跡が多く歴史がある町」「子ども達がしっかりあいさつをする」など意見が聞かれた一方で「地域の交流が少ない」「地域の結びつきが無くなって来ている」「若い世代の交流不足が顕著」など困っていることの意見も出されました。多くの住民が、自分たちの地域に目を向け、将来を考えて出された意見は、委員会でまとめられ、一宮版7つの活動目標となりました。サブテーマ「声をかけ、支えあう町」いちのみや」のもと、皆で一緒に取り組んでいきます。







参加を呼びかけましょう。 月催しよう。 , , , こ う。 ましょう。
月催しよう。
こう。
こう。
しょう。
こう。
ノティア等も活用していきましょう.
あいさつをしていきましょう。
かをしましょう。
5



"こんなまちだったらいいなぁ~"八代町

サブテーマ

あいさつから始める 気にかけ支え合える まちづくり

《経過》

八代町は、長年、高齢者に弁当を宅配するボランティア活動等があり「支え合いはあたりまえだ」という、住民活動が活発な地域で、住民主催の八代ふれあい祭りは、子どもから高齢者まで大勢の住民が集います。しかし、地域福祉推進委員会を通して行なった話し合いや、アンケート調査で、「八代は福祉に関心が高く、地域での支え合いが当たり前にできている」という意見が出た一方で、「今はいいけど5年・10年先の八代はどうなるか心配」「新住民や、若い世代との交流が少なくなってきている」などの意見も聞かれました。そこで改めてこれからの八代の地域づくりを考える機会として座談会を実施しました。座談会では、幅広い世代、分野の方が集まり活発に意見を出し合い「誰もが笑顔であいさつを交わし、同じ八代に住む住民として、これからもみんなが住み続けたい町にして行こう」と、将来への目標が見えてきました。町全体で住民が自分ごととして取り組めるように活動をつなげて行きます。

町全体で住民が自分ごととして取り組めるように活動をつなげて行きます。 内容
大人も子どももいつでも、どこでも、あいさつを交わしましょう。 具体的には・・・地域住民がお互いを知り合うために、いつでも、どこでも、あいさつを交わしてしていきましょう。
地域の子どもたちの見守りと声かけをしましょう。 具体的には・・・地域住民と子どもたちがあいさつから始まる顔の見える関係作から行います。 いつでもどこでも子どもの安全のために、声かけや見守りを行っていきます。
<u>盛大に地域行事が継続して開催できるよう、行事への参加を呼びかけをしましょう。</u> 具体的には・・・伝統文化の伝承や多くの住民どうしが行事を通して、つながりをつくる交流の場づくりを目的と し、地域行事への参加を広く、広報活動など積極的に行って呼びかけを行っていきます。
暮らしの困りごと(買い物・ごみだし・病院の送迎など)への助け合いをしましょう。 具体的には・・・暮らしの困りごとへの支援を必要な方が、気軽に頼めたり、いつでも助け合える関係作りを 行っていきます。
地域の支えが必要な人にあいさつや声賭けをし、みんなで見守りをしましょう。 具体的には・・・生活のしづらさを抱え、支援を必要とする住民が孤立しないように、気にかけ、声かけあえる地域にしていきましょう。必要なときには民生委員や区役員などに相談をしていきましょう。
みんなが使う場所のごみ拾いを大人も子どももみんなで、定期的に行います。 具体的には・・・地域交流と、自分の町を大事にする心を育てることを目的に、みんなでゴミ収集をするなど環



境美化の取り組みを行っていきます。





こんなまちだったらいいなぁ~ 境川町

サブテーマ

境川に住んで良かった ~ 共に支え・生き・歩む 地域づくり~"

《経過》

境川町では、H27年度より地域福祉推進委員が中心となって、少子高齢化・介護問題・老人や子供の貧困・孤独死などのさまざまな地域の問題を背景に、自分だちが暮らす地域の現状や住民の声を聴くことが必要ではないかという話し合いから、行政区を単位とした福祉懇談会を開催してきました。

福祉懇談会では、住民から「歴史と俳句の里」「隣近所が顔見知り」「住民(地区)がまとまっている」「子供は少ないけど、元気にあいさつをしてくれる」等という意見があった反面、「高齢の親と独身の子(男)の世帯が多い」「農業だではなく、家を継ぐ子供たちが地区から出てしまう」などの意見がありました。その意見をもとにして、各地区では下記のように実際に自分たちの住む町をより良くするための活動が始まっています。

地域福祉推進委員会において、境川町の活動の基本方針を**『自分だちの区のことは自分だちで話し合って決めていく』** とし、H29年度以降も引き続き各地区での福祉懇談会を開催していきます。境川の意見を取りまとめ、境川町全体の地域 福祉の広がりや活性化、地域づくりに発展させていきます。

地区	内容
大黒坂区	《 茶飲み話をする機会 ・ 会う機会 ・ 話をする機会を作りましょう 》 ☆ 区民1人1人が意識をして、道端でもどこでもよいので、挨拶をしたり会話をする。
	《 今ある地域のつながりを継続し、さらに強めていきましょう 》 ☆ 各組で行っている新年会や忘年会に誘い合って、続けていけるようにする。
	《地域の宝である聖応寺を他の地域の方にも知ってもらいましょう》☆ 聖応寺や楢山節考の碑、キャンプ場等を多くの人に知ってもらうように案内板等を設置する。
	《旧寺尾分校で行われる"桜祭り"を3地区合同で実施していきましょう》 ☆ 3地区の区長を含めた実行委員会が中心となり実施する。
寺	《 諏訪南宮神社の美化活動を3地区の氏子全員で実施していきましょう 》 ☆ 3地区の氏子全員で行事に合わせて境内や周辺の清掃を行う。
尾地区	《 総ての住民が参加できるラジオ体操の実施していきましょう 》 ☆ 年間を通して子供・大人・高齢者すべての住民が公民館へ集まり実施する。
	《 区役員とボランティアが繋がりを持ち"見まわり隊・見守り隊"を実施しましょう 》 ☆ ひとり暮らしや高齢世帯には、回覧板をポストに入れるのではなく手渡しする。
	☆ ボランティアを募集して、区役員とのつながりを持ち、見守り活動を行う。







-37-

"こんなまちだったらいいなぁ~"春日居町

"サブテーマ"



つづけ! 笑顔のまち 春日居

《経過》

春日居はサロン活動が活発で、学校と住民が一緒に子どもたちの見守りを行うような福祉活動が盛んな地域ですが、活動をより広めていくことを考える機会として、座談会を開催しました。座談会では、春日居のいいところとして「環境がよい」「人が暖かい」「サロン活動が盛ん」「ボランティアが活発」「春日居見守りたいがある」「子どもがあいさつをする」「行事が活発だ」などの意見が聞かれました。一方で、「人のつながりが薄くなってきた」「特に若い世代の行事への参加者が減ってきた」「様々な分野で後継者が育たない」「あいさつをしない」などの困っていることや心配も聞かれました。いいところと心配事がおたがいに深く関係していることがわかりました。そこで、いいところを伸ばすため、「地域の人=自分たち」ができることを話し合い、3つの活動を目標にしました。

サプテーマは、みんなが笑顔でいることが何よりの幸せであること、今の良い状態が続くこと、また次へつながっていくことを願って"つづけ!笑顔のまち春日居"とし、みんなで地域づくりに取り組んでいくことになりました。

内 容

笑顔で、大きな声で自分からあいさつをしよう!



具体的には・・・地域を知り、地域の人と親しくなるため、日常生活のなかで出会った人に、 自分から、笑顔で大きな声で挨拶をしましょう。相手があいさつを返してくれなくても、継続 することが大切と考えて、あいさつを続けましょう。

<u>地域行事や町のイベントがあるときは、地域のみんなに積極的に参加を呼び</u>かけよう!



具体的には・・・地域の融和のため、伝統文化の継承のため、地域での各種行事に参加しま しょう。行事が開催されるときには、それぞれの地域で、みんなで子どもを含めた地域のみん なに参加を呼びかけていきましょう。

ボランティアの輪を広げ、次世代につなげよう!



具体的には・・・今実践中のボランティアは、無理のない程度に継続しましょう。活動が広がるよう、各種行事が開催されるときには、それぞれの地域で、みんなで地域のみんな、特に若い世代に協力の呼びかけをしていきましょう。

みんなで いっしょに 取り組んでいこう!





地域の良いと ころがたくさ ん再発見でき ました



"こんなまちだったらいいなぁ~"芦川町

"サブテーマ"

住民全員がボランティア!!

《経過》

芦川町は高齢者人口は約6割を占める過疎地域ですが、住民の皆さんは「みんなで支えあうのが当たり前」と、普段から男衆ボランティア活動をはじめとするさまざまな支え合い活動を行なっています。また、自然豊かで美しく、食べ物が美味しいわが町を誇りに思い、未来につないでいきだいと普段から地域おこしワーキングや話し合いを重ねています。今回の座談会では、人口の1割を超える50名以上が参加して熱心に意見を出し合いました。芦川のいいところとしては「ボランティア活動はさかん」「みなが顔見知り」「近所との支えあいは当たり前」などの意見が聞かれ、逆に困ったところ・気になることとして、「後継者が育たないこと」「1人暮らしの高齢者が多く心配」や「移住者との交流が少ない」などが聞かれました。そこで、地域の人との支えあいによってできそうなことを出し合い、今まで以上に意識をもって以下の活動をしていくことを目標にしました。

サブテーマは、人口減少や高齢化等の困りごとに対処していくために、**日頃から合言葉にしている"住民全員がボランティア"**とし、何事も皆で協力していくことを共有しました。

内 容



皆で気軽に見守り・声かけしましょう

具体的に…一人暮らし高齢者の健康状態を把握するため、日々の生活の中で、皆で挨拶から見守り・声かけしましょう。



区毎の地図をつくりましょう

具体的に…緊急時にも区民の安全を守るため、地域福祉推進委員を中心として人家・住人が明確にわかるような区毎の地図をつくりましょう。



移住してきた住民も地域の仲間になれるような働きかけをしましょう

具体的に…仲間意識をもってもらえるよう年に数回地域を知ってもらう機会をつくり、区役員さんと住民皆で組加入を勧めましょう。



住民全員でボランティアをしましょう

具体的に…地域が崩壊してしまわないよう、高齢者は参加することもボランティア!を意識して 送迎や生活の中での支援等町民全員が様々な形でボランティアをしましょう。



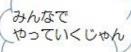
軽スポーツを推進しましょう

具体的に…高齢化で介護予防が益々必要なため、スポーツ委員が中心になり毎日皆でゲートボールやグランドゴルフなどの軽スポーツを推進、実施しましょう。



伝統行事を継続しましょう

具体的に…地域福祉推進委員は、コミュニティーを再生維持するため、毎年6月、伝統行事である "3月飯"を住民・出身者に呼びかけながら継続しましょう。







話し合う プロセスが大事

第4節 笛吹市社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会は、地域に根ざし、永続的に質の高い福祉サービスを住民に提供していかなければならない使命をもっています。住民が主体的に行なう支え合い活動や福祉サービス、行政から委託された福祉サービス、社会福祉協議会主体の福祉サービスもあります。それらを実行していくためには、財政に裏づけされた組織としての存在でなければ、十分その機能は発揮できず、福祉と住民の橋渡しができるコーディネート力やアシスト力を持った組織でなければなりません。また、職員は、専門職としての高い能力と実行力を保持し、気概を持って業務にあたる集団でなければなりません。

これらの使命を果たすために、組織としての体制を整えることが、重要で不可欠であると考え、平成25年に「発展・強化プラン」を策定し、年度ごとに見直しながら、組織基盤を強力なものとする取り組みを行っています。

「発展・強化プラン」の概要は次のとおりです。

(1)組織運営体制の強化

理事・評議員をはじめとする地域の福祉活動のリーダーとの連携強化を図り、地域福祉推進委員とともに、7つの町の地域福祉に係る検討や活動の推進を図ってきました。7つの町の地域事務所に職員を配置して、地域福祉推進委員会やボランティア活動などの住民活動支援や相談支援等を行うことで、住民と一緒に、各町の状況に基づいた地域づくりの推進を図る体制を作っています。

(2)事務局体制の整備

社会福祉協議会内職員教育システムの構築が進み、新任職員研修から監督職員研修までが、毎年、定例で行われています。また、資格取得のための学習会や資金貸付制度の整備が行われて、専門職資格の取得が推進されています。そのほか、集合研修と現場の実践における研修がシステム化されて、重層的に職員の資質向上が図られるようになりました。

(3)安定的な財政運営

住民から信頼を得ることのできる質の高い事業を行うことで、市から委託事業・補助金事業を継続して任されるよう努力しています。

介護保険事業では支援困難な住民に対してのサービス提供を積極的に行い、 質の高いサービス提供を行うことで、住民からの信頼を得て、地域福祉推進の ための財源が安定するよう努めています。

(4)諸計画の推進

住民の支えあい活動の活性化と制度による質の高いサービス提供を一体的に 実践できる活動を目指しています。そのために、介護保険事業と地域福祉事業 の連携を強化し、地域の中の住民の支え合い活動などの情報を共有し、社会福 祉協議会で行っている様々な事業がチームとなり、チームー丸となって、住民 の生活を支える活動を行っています。

また、毎年度の事業計画、重点目標を設定、実行することで地域福祉活動計画の着実な推進を図っています。

第五章「地域福祉活動計画の推進と評価」

第1節 取り組みの進め方

(1)計画の周知・理解の促進

住民のみなさんは、広報やホームページなどから、地域福祉活動計画の基本理念・取り組みなどを知り、理解しましょう。

社会福祉協議会は、地域福祉活動計画の概要版を全戸配布するとともに、広報「かけはし」や社会福祉協議会ホームページなどの媒体を通じて、本計画についての理解を図れるように、住民のみなさんに広報を行います。

(2)各町の活動計画とつながる活動の推進

住民のみなさんは、各町の地域づくりが進むと同時に、笛吹市全体の地域づくりが進むことになることを理解し、共に活動していきましょう。

社会福祉協議会は、笛吹市全体で推進しいく事業と町ごとに推進していく事業をともに強化し、住民と共に、計画の推進を図ってまいります。特に、地域福祉推進委員会を中心に、各町の活動計画に基づいて、その具体的実施計画を作成し、住民と共に、計画的に各町の地域づくりを行っていきます。

(3)社会福祉協議会の取り組み体制

社会福祉協議会は、活動計画の推進のための年度事業計画を策定し、着実に計画の推進が図れるよう務めます。

第2節 取り組みの評価

(1)住民と共に行う評価

各町の地域福祉推進委員会において、住民と共に、各町の活動計画の評価を行います。また、それらを集約することで、笛吹市全体の評価を行っていきます。

(2)地域福祉活動計画策定及び評価要綱による評価

地域福祉活動計画策定及び評価要綱により、社会福祉協議会の事業評価をもと に計画2年度末に中間評価を行います。また、最終年度には、評価委員会を設置 し、最終評価を行います。